

諮問第114号の答申 農林業センサスの変更について（案）

本委員会は、諮問第114号による農林業センサスの変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成30年5月14日付け30統計第201号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「農林業センサス」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」のうち「ウ 報告を求める事項の変更」の（ア）から（ク）で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査の名称の変更

本申請では、西暦の末尾が「0」の年に実施する本調査の調査実施上の通称として「世界農林業センサス」を用いてきたが、これを取りやめ、西暦の末尾が「5」の年に実施する本調査と同様に、「農林業センサス」に名称を統一する計画である。

これについては、報告者及び統計利用者に対する本調査の名称の違いによる紛れが生じる懸念を解消するものであることから、適当である。

イ 調査対象の属性的範囲の変更

本申請では、農林業経営体調査票の報告者の属性的範囲から、森林施業計画^(注)に従って施業を行う者を削除する計画である。

これについては、関係法令の規定に基づく森林施業計画に関する経過措置期間の終了により、当該計画に従って施業を行う者が存在しなくなったことに対応し、調査対象の属性的範囲から削除するものであることから、適当である。

(注)「森林施業計画」とは、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき、森林所有者等が30ha以上の団地的なまとまりを持った森林について、造林や保育、伐採などの森林の施業に関して作成する5年間の計画であり、市町村長に認定を求めることができることとされていた。

ウ 報告を求める事項の変更（その他の報告を求める事項の変更については、別紙参照）

(ア) 世帯主との続柄を把握する調査項目の削除〔農林業経営体調査票〕

本申請では、図1のとおり、個人経営体における15歳以上の各世帯員について、世帯主との続柄を把握する調査項目を削除する計画である。

図 1

【現 行】

2 満15歳以上の世帯員(平成12年1月31日以前に生まれた方)について記入してください。

①		②		③						④									
世帯主との続柄		性別		出生の年月						過去1年間のふだんの状況									
世帯主との続柄		いづれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						仕事を主にしていた									
続柄番号を記入		男 女		元号			出生の年月			主に家事・育児を行った		主に農業以外の自営業を行った		主に他に勤務した		主に自営農業を行った		その他(高齢や病弱などで何もしなかった)	
世帯主		男 女		明治	大正	昭和	平成	年	月	必ず1つに									
01	01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
02	02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
03	03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04	04	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
05	05	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
06	06	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
07	07	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
08	08	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
09	09	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

これについては、個人経営体における世帯構成を把握し、後継候補者の確保状況を明らかにするために把握されてきたが、常雇いの雇入れなどにより経営に関与する者は世帯員に限らない状況となってきていることなどから、削除するものである。

しかしながら、当該項目は、地域農業を支える個人経営体における世帯構成や世代経営の実態等を把握・分析する上で重要な情報であることから、現行計画どおりの把握を継続するよう修正する必要があることを指摘する。

(イ) 常雇いの実人数・従事日数を把握する調査事項の変更〔農林業経営体調査票〕

本申請では、農業及び農業生産関連事業の常雇いの男女別、年齢階級別の人数を把握する調査事項について、図2のとおり、個人別に性別及び出生年月を把握する計画である。

図 2

【現 行】

【 4 】 農業経営の雇用

1 常雇

過去1年間に農業経営のために常雇した人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)について、実人数と従事した日数の合計を記入してください。

		実人数(人)			従事日数の合計(人日)			
男	323	0	0	0	324	0	0	0
女	325	0	0	0	326	0	0	0

該当する年齢別の実人数を記入してください。

		男 (人)			女 (人)			
15～24歳	327	0	0	0	328	0	0	0
25～34歳	329	0	0	0	330	0	0	0
35～44歳	331	0	0	0	332	0	0	0
45～64歳	333	0	0	0	334	0	0	0
65歳以上	335	0	0	0	336	0	0	0

【変更案】〔変更〕

常雇い、臨時雇いには、1(2)の個人経営の世帯員及び2(1)・(2)の団体経営の経営主・役員などは含めないでください。
従事日数には、管理労働を含みます。

4 常雇い

過去1年間に農業経営または農業生産関連事業のために常雇いした人(あらかじめ7か月以上の契約で雇った人)について、記入してください。また、男女別に従事した日数の合計を記入してください。

	①		②						
	性別		出生の年月						
	いずれかに		該当する元号と出生の年月を記入してください。						
	男	女	元号			出生の年月			
大正			昭和	平成	年	月			
1	0	0	0	0	0				
2	0	0	0	0	0				
3	0	0	0	0	0				
4	0	0	0	0	0				

	農業					農業生産関連事業				
	従事日数の合計 (人日)					従事日数の合計 (人日)				
男	242					245				
女	243					246				

これについては、農林業経営体における高齢化等による内部労働力の減少に伴い、外部労働力の活用が増加している状況を踏まえ、常雇いの状況を内部労働力と同様に把握することにより、農林業労働力のよりの確な把握に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、個人別の記載欄に収まりきれない5人以上の常雇いがある場合には補助票に記載すること、また、常雇いの従事日数の合計については、補助票に記載される者を含めた常雇い全員の従事日数を記入することについて、調査票に記載がないことから、報告者の記入に当たって紛れが生じないように、図3のとおり、調査票に注記するよう修正する必要があることを指摘する。

図3

【統計委員会修正案】

常雇い、臨時雇いには、1(2)の個人経営の世帯員及び2(1)・(2)の団体経営の経営主・役員などは含めないでください。

常雇いについては、常雇いしている方全員を記入していただくため、5人以上の常雇いがあった場合は、補助票に記入してください。

従事日数には、管理労働を含みます。

常雇いの従事日数の合計には、補助票に記入していただいた分を含め、常雇いしている方全員の従事日数の合計を記入してください。

(ウ) 販売目的で作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項の記入方法の変更〔農林業経営体調査票〕

本申請では、販売目的で作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目別等の延べ面積を把握する調査事項について、図4のとおり、作付け(栽培)している該当品目のコード番号を選択・記入の上、その延べ面積を記入する方式に変更する計画である。

図 4

【現 行】

野菜からは、露地作、施設作ごとに記入してください。

野菜類		露地作延べ面積 (ha) (a) (畝) (反) (畝)				施設作延べ面積 (a) (畝) m ²					
根菜類	だいこん	534					535				
	にんじん	536					537				
	さといも	538					539				
	やまのいも (ながいもなど)	540					541				
葉茎菜類	はくさい	542					543				
	キャベツ	544					545				
	ほうれんそう	546					547				
	レタス	548					549				
	ねぎ	550					551				
	たまねぎ	552					553				
	ブロッコリー	554					555				
果菜類	きゅうり	556					557				
	なす	558					559				
	トマト	560					561				
	ピーマン	562					563				
果実的野菜	いちご	564					565				
	メロン	566					567				
	すいか	568					569				
その他の野菜	570					571					

注:「その他の野菜」には、「もやし」、「えだまめ」、「スイートコーン」、「ごぼう」、「にら」、「かぼちゃ」、「アスパラガス」など該当しなかった野菜の合計を記入してください。

果樹類	露地作延べ面積 (ha) (a) (畝) (反) (畝)				施設作延べ面積 (a) (畝) m ²					
	温州みかん	604					605			
その他のかんきつ	606					607				
りんご	608					609				
ぶどう	610					611				
日本なし	612					613				
西洋なし	614					615				
もも	616					617				
おうとう	618					619				
びわ	620					621				
かき	622					623				
くり	624					625				
うめ	626					627				
すもも	628					629				
キウイフルーツ	630					631				
パインアップル	632					633				
その他の果樹	634					635				

注:未成熟園を含みます。

【変更案】[変更]

3 過去1年間に販売を目的として作付け(栽培)した野菜・果樹類の品目コード及び延べ面積を露地作、施設作ごとに記入してください。

野菜・果樹		品目コード	露地作延べ面積 (ha) (a) (畝) (反) (畝)				施設作延べ面積 (a) (畝) (m ²)			
品目コード										
101:だいこん	201:温州みかん	①								
102:にんじん	202:その他のかんきつ	②								
103:さといも	203:りんご	③								
104:やまのいも (ながいもなど)	204:ぶどう	④								
105:はくさい	205:日本なし	⑤								
106:キャベツ	206:西洋なし	⑥								
107:ほうれんそう	207:もも	⑦								
108:レタス	208:おうとう	⑧								
109:ねぎ	209:びわ	⑨								
110:たまねぎ	210:かき	⑩								
111:ブロッコリー	211:くり	⑪								
112:きゅうり	212:うめ	⑫								
113:なす	213:すもも	⑬								
114:トマト	214:キウイフルーツ	⑭								
115:ピーマン	215:パインアップル	⑮								
116:いちご	216:その他の果樹	⑯								
117:メロン		⑰								
118:すいか		⑱								
119:その他の野菜		⑲								

「その他の野菜」には、「もやし」、「えだまめ」、「スイートコーン」、「ごぼう」、「にら」、「かぼちゃ」、「アスパラガス」など該当しなかった野菜の合計を記入してください。
果樹類の面積には、未成熟園を含みます。

これについては、報告者の記入のしやすさ等に配慮したものであり、調査票の見やすさ・簡素化等にも資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、野菜の品目コードについて、報告者の記入に当たっての分かりやすさや誤記入防止等の観点から、図5のとおり、根菜類や葉茎菜類など類別に区分するよう修正する必要があることを指摘する。

図5 【統計委員会修正案】

品目コード	
根菜類	101:だいこん 102:にんじん 103:さといも 104:やまのいも (ながいもなど)
葉茎菜類	111:はくさい 112:キャベツ 113:ほうれんそう 114:レタス 115:ねぎ 116:たまねぎ 117:ブロッコリー
果菜類	121:きゅうり 122:なす 123:トマト 124:ピーマン
野菜類	131:いちご 132:メロン 133:すいか 191:その他の野菜
果樹類	201:温州みかん 202:その他のかんきつ 203:りんご 204:ぶどう 205:日本なし 206:西洋なし 207:もも 208:おうとう 209:びわ 210:かき 211:くり 212:うめ 213:すもも 214:キウイフルーツ 215:パインアップル 216:その他の果樹

(エ) 農産物・林産物の販売金額（売上高）及び農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化〔農林業経営体調査票〕

本申請では、農産物・林産物の販売金額（売上高）及び農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額を把握する調査事項において、図6のとおり、金額階級区分に係る選択肢のうち、5,000万円未満の区分を12区分から5区分に統合するとともに、「1～3億円未満」を「1～2億円未満」「2～3億円未満」に分割する計画である。

図6 【現行】 【変更案】〔変更〕

現行	変更案
販売なし 0	販売なし 0
15万円未満 0	50万円未満 0
15～50万円未満 0	50～500万円未満 0
50～100万円未満 0	500～1,000万円未満 0
100～200万円未満 0	1,000～3,000万円未満 0
200～300万円未満 0	3,000～5,000万円未満 0
300～500万円未満 0	5,000万～1億円未満 0
500～700万円未満 0	1～2億円未満 0
700～1,000万円未満 0	2～3億円未満 0
1,000～1,500万円未満 0	3～5億円未満 0
1,500～2,000万円未満 0	5億円以上 0
2,000～3,000万円未満 0	
3,000～5,000万円未満 0	
5,000万～1億円未満 0	
1～3億円未満 0	
3～5億円未満 0	
5億円以上 0	

「5億円以上」の場合は、金額も記入してください。

億円

8 8 8 8

これについては、農産物・林産物の販売及び農作業・林業作業の受託（請負）の実態のよりの確な把握及び報告者の記入のしやすさ等に配慮したものであることから、おおむね適当である。

ただし、農林業経営体の販売金額（売上高）階級区分の構成比において、「50万円～500万円未満」の区分が全体の約4割を占めていること、また、高額な階級区分の多くは法人経営であるため、財務諸表の作成等会計処理も適切に行われており、販売金額（売上高）等の記入は容易と考えられることを踏まえ、当該階級区分における販売金額（売上高）等のよりの確な推計・分析等に資する観点から、農産物・林産物の販売金額（売上高）及び農作業・林業作業の受託（請負）料金収入金額の階級区分において、図7のとおり、「50万円～500万円未満」を「50～100万円」「100～300万円」「300～500万円」に分割するとともに、実額記入を求める階級区分を「5億円以上」から「1億円以上」に修正する必要があること、また、実額記載欄は「千万円」台まで記載するよう変更し、誤記入がないよう工夫する必要があることなどを指摘する。

図7 【統計委員会修正案】

		501
販売なし		0
農産物の販売あり	50万円未満	0
	50～100万円未満	0
	100～300万円未満	0
	300～500万円未満	0
	500～1,000万円未満	0
	1,000～3,000万円未満	0
	3,000～5,000万円未満	0
	5,000万～1億円未満	0
	1億円以上	0

「1億円以上」の場合は、1千万円単位で金額を記入してください。

502	億	千万	円
	8	8	8

全体とのバランスをとりつつも、区切りを一層太線にし、誤記入を防止する。

(オ) 有機農業に取り組んでいる品目別作付け（栽培）面積を把握する調査事項の追加〔農林業経営体調査票〕

本申請では、図8のとおり、有機農業により作付け（栽培）している品目別の面積を把握する調査事項を追加する計画である。

図8 【変更案】〔追加〕

		(ha)			(a)		
		(町)	(反)	(畝)	(町)	(反)	(畝)
水 稻	704	8	8	8	8	8	8
大 豆	705	8	8	8	8	8	8
野 菜	706	8	8	8	8	8	8
果 樹	707	8	8	8	8	8	8
その他	708	8	8	8	8	8	8

これについては、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づき平成26年4月に策定された「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合に関する目標値が設定されるなど、有機農業の推進に向けた各種施策の検討を行うための基礎データの把握・整備を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、未記入の場合、有機農業に取り組んでいないのか、記入漏れなのかが判別できないため、調査結果の正確性の確保等の観点から、図9のとおり、有機農業への取組の有無を把握する項目を追加する必要があることを指摘する。

図9 【統計委員会修正案】

取り組んでいない	0							
取り組んでいる	0							
		(ha)			(a)			
		(町)	(反)	(畝)	(町)	(反)	(畝)	
水 稻	704	8	8	8	8	8	8	
大 豆	705	8	8	8	8	8	8	
野 菜	706	8	8	8	8	8	8	
果 樹	707	8	8	8	8	8	8	
その他	708	8	8	8	8	8	8	

(カ) 農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加〔農林業経営体調査票〕

本申請では、図10のとおり、効率的かつ効果的な農業経営を行うためのデータの活用状況について把握する調査事項を追加する計画である。

図10 【変更案】〔追加〕

- 4 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータを活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに必ず記入してください。

データを取得して活用	709	0
データを取得・記録して活用		0
データを取得・分析して活用		0
データを活用した農業を行っていない		0

これについては、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）において、2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することが目標として設定され、データを駆使した農業の展開による高品質な農産物の安定生産や収量向上の実現を推進するための基礎データの把握・整備を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、把握対象とする「データ」及びその利活用方法に係る選択肢の定義が明確でなく、報告者の記入に当たって紛れが生じるおそれがあるため、図11のとおり、調査票及び調査票の記入の仕方等において、その定義が明確となるよう修正する必要があることを指摘する。

図 11 【統計委員会修正案】

4 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報)を活用していますか。
 その際、どのようにデータを活用していますか。該当するもの1つに必ず記入してください。

データを取得して活用	709	0
データを取得・記録して活用		0
データを取得・分析して活用		0
データを活用した農業を行っていない		0

(キ) 農業生産関連事業の売上金額合計に占める事業内容別割合を把握する調査事項の選択肢の追加〔農林業経営体調査票〕

本申請では、農業生産関連事業の売上金額合計に占める事業内容別割合を把握する調査事項において、図12のとおり、事業内容の選択肢に「小売業」及び「再生可能エネルギー発電」を追加する計画である。

図 12 【現 行】

関連した事業を行った方のみ記入してください。

4 過去1年間の農業生産に関連した売上金額の合計について、該当するもの1つに記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

売上合計金額	881	合計に占める割合	割	
売上金額なし	0	農産物の加工	882	<input type="radio"/>
100万円未満	0	貸農園・体験農園など	883	<input type="radio"/>
100～500万円未満	0	観光農園	884	<input type="radio"/>
500～1,000万円未満	0	農家民宿	885	<input type="radio"/>
1,000～5,000万円未満	0	農家レストラン	886	<input type="radio"/>
5,000～1億円未満	0	海外への輸出	887	<input type="radio"/>
1～10億円未満	0	その他	888	<input type="radio"/>
10億円以上	0			

注：共同で経営している場合は、持ち分に応じた売上金額欄を記入してください。

【変更案】〔変更〕

		801	合計に占める割合		割
売 上 な し		0	農産物の加工	802	8 8
100 万 円 未 満		0	貸農園・体験農園など	803	8 8
100 ～ 500万円未満		0	観 光 農 園	804	8 8
500 ～ 1,000万円未満		0	農 家 民 宿	805	8 8
1,000 ～ 5,000万円未満		0	農家レストラン	806	8 8
5,000万 ～ 1 億 円 未 満		0	小 売 業	807	8 8
1 ～ 10 億 円 未 満		0	海外への輸出	808	8 8
10 億 円 以 上		0	再生可能エネルギー発電	809	8 8
			そ の 他	810	8 8

これについては、農業生産関連事業の事業実態をよりの確に把握するものであることから、おおむね適当である。

ただし、事業内容に係る選択肢の並び順については、図13のとおり報告者が取り組みやすい記載順に修正する必要があること。また、「小売業」の範囲が明確ではないため、報告者の記入に当たっての分かりやすさ等の観点から、調査票の記入の仕方等において、「小売業」の定義を明確にする必要があることを指摘する。

図 13

【統計委員会修正案】

合計に占める割合		割	
農産物の加工	802	8	8
小 売 業	803	8	8
観 光 農 園	804	8	8
貸農園・体験農園など	805	8	8
農 家 民 宿	806	8	8
農家レストラン	807	8	8
海外への輸出	808	8	8
再生可能エネルギー発電	809	8	8
そ の 他	810	8	8

(ク) 農業集落の立地条件を把握する調査事項の削除〔農山村地域調査票（農業集落用）〕

本申請では、図14のとおり、農業集落の立地条件として最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設（市区町村役場や警察、病院、学校など8種類）までの所要時間を把握する調査事項を削除する計画である。

図 14

【変更案】〔削除〕

〔1〕立地条件等（最も近いDIDD（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いDIDDの中心地にある施設及び生活関連施設に行く際に**使用している主な交通手段と施設までの所要時間で該当するもの1つにそれぞれ○を付けてください。**

小学校・中学校は、通学にかかる時間と主な交通手段を記入してください。

農業集落に最も近いDIDDの中心地にある施設名		主な交通手段（いずれか○）				所要時間（いずれか○）					
		徒歩	自転車	自動車 (原付含む)	バス・ 鉄道など	15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間 30分以上	
上記の施設まで	111	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	
最寄りの生活関連施設	市区町村役場	112	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	農協	113	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	警察・交番	114	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	病院・診療所	115	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	小学校	116	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	中学校	117	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
	公民館	118	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
スーパーマーケット・コンビニエンスストア	119	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤	

これについては、民間の地図情報やカーナビ情報等の経路検索技術を活用して従前と同等の結果を集計・公表するものであり、調査の効率化や報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、民間の地図情報等を用いた所要時間の把握対象とする生活関連施設について、新たに郵便局や駅などの6種類の施設を追加する一方、農業協同組合を削除し結果表章を行わないことについては、当該施設が農山村地域において重要な役割を担っていると考えることから、継続して把握・結果表章する必要があることを指摘する。

エ 報告を求めるために用いる方法の変更等

(ア) 農林業経営体調査票及び農山村地域調査票（市区町村用）におけるオンライン調査の拡充

本申請では、表1のとおり、農林業経営体調査票において、従前の調査員調査と併用し、オンライン調査を全面導入するとともに、農山村地域調査票（市区町村用）において、従来の郵送調査を原則とした調査から、オンライン調査を原則とした調査に変更する計画である。

これらについては、報告者の利便性の向上、調査結果の正確性の確保及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

(イ) 農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査及びオンライン調査の導入等

本申請では、表1のとおり、農山村地域調査票（農業集落用）において、従来の調査員調査に代えて、郵送調査及びオンライン調査を基本とした調査に変更するとともに、調査票の配布・回収や督促等の調査業務について民間事業者を活用する計画である。

これについては、統計調査員や調査経由機関の負担軽減とともに、統計調査の効率化等に資するものであることから、適当である。

表1 各調査票における調査方法

調査票名	現行	変更案
農林業経営体調査票	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン (政府統計共同利用システム。 一部市町村のみ対象)	配布：調査員 回収：調査員又はオンライン (政府統計共同利用システム)
農山村地域調査票 (市区町村用)	配布：郵送(オンラインでも可) 回収：郵送(オンラインでも可) ※オンラインは総合行政ネットワーク(LGWAN)	配布：オンライン(郵送でも可) 回収：オンライン(郵送でも可) ※オンラインは総合行政ネットワーク(LGWAN)
農山村地域調査票 (農業集落用)	配布：調査員 回収：調査員	配布：郵送 回収：郵送又はオンライン ※回収できない場合、調査員

オ 報告を求める期間の変更

本申請では、東日本大震災の被災市区町村における農林業経営体調査票の配布・回収期間に係る例外規定を削除するとともに、農山村地域調査票（農業集落用）の配布・回収時期を4か月早めて実施する計画である。

これについては、東日本大震災による調査実施への影響がないこと、また、農山村地域調査票（農業集落用）について、郵送調査及びオンライン調査により回収できなかったところへの調査員調査の実施に必要な期間を確保すること等に配慮したものであることから、適当である。

カ 集計事項の変更

本申請では、調査事項の追加、削除等に伴う所要の集計事項の変更を行うとともに、農山村地域調査票（農業集落用）に係る集計事項として、行政記録情報等を活用した集計事項の拡充を行う計画である。

これについては、政策課題に対応する上で有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであることから、適当である。

2 「諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について」(平成25年8月26日付け府統委第110号)における今後の課題への対応状況について

本調査については、前回調査における統計委員会の答申（「諮問第52号の答申 農林業センサスの変更について」(平成25年8月26日付け府統委第110号)）において、①国勢調査等の情報の活用、②集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握、③経済センサス-活動調査との連携について指摘されている。

これらの指摘に対する農林水産省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

(1) 国勢調査等の情報の活用について

本課題について、農林水産省は、前回（2015年）の本調査結果を基に、農林業経営体の位置情報を追加した地域メッシュ統計を作成し、平成30年7月に公表しており、今後も今回（2020年）の本調査の結果を基に、引き続き同様の地域メッシュ統計を作成することとしている。

これについては、農業集落機能の維持に向けた検討・分析等、統計需要への的確な対応を図るものであることから、適当である。

(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について

本課題について、農林水産省は、平成 28 年集落営農実態調査（農林水産省が所管する一般統計調査）の結果から集落営農組織が展開している農業集落を特定し、集落営農の有無別に、本調査の農山村地域調査票（農業集落用）を抽出集計した結果を平成 28 年集落営農実態調査報告書において公表している。また、集落営農実態調査票と本調査の農林業経営体調査票を照合して集落営農に該当する農業経営体を抽出し、本調査の農業経営体に係る結果と比較可能な統計を作成し、平成 30 年度中に公表予定としている。

これらについては、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化の把握・分析等、統計需要への的確な対応を図るものであることから、適当である。

(3) 経済センサス-活動調査との連携について

本課題について、農林水産省は、平成 24 年経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省の共管による基幹統計調査）と前回（2015 年）の本調査における法人経営体の名寄せを行い、両調査の調査事項を組み合わせた統計表の作成を行っており、さらに、平成 28 年経済センサス-活動調査と前回（2015 年）の本調査結果を用いた統計表を作成し、平成 31 年度中に公表する予定としている。

これについては、農林業経営体のうち法人経営体について、経済センサス-活動調査結果と連携した有用な情報を提供するものであることから、適当である。

3 今後の課題

近年、農林業における施策が大きく変更されており、その動きが加速されている。このため、本調査においても、施策の動向に合わせて必要な情報が提供可能となるよう、適時適切に調査計画の見直しを行うとともに、以下の課題について検討する必要がある。

(1) 客体候補名簿の位置付けの検討

本調査の実施に当たっては、統計調査員が、調査対象とする農林業経営体に該当するか否か判別するために必要な確認項目等を設けた客体候補名簿を用いて、面接聞き取りにより判定を行っているが、その把握された情報については、調査票情報と同様に集計・公表されており、調査対象外となる自給的農家や土地持ち非農家の数などの有用なデータを提供するものとなっている。

このように、客体候補名簿により有用な情報が収集されていることから、報告者の負担や秘密保護にも留意しつつ、その情報の有効活用や調査計画上の位置付けの明確化について検討する必要がある。

なお、今回調査の客体候補名簿においては、本調査の対象にならない自給的農家や土地持ち非農家が所有する田・畑・樹園地の耕地面積のうち、貸している耕地面積を把握する項目を削除することとしているが、担い手となる農業経営体への農地の貸し手として重要な意義を持つ階層であり、農地の集積・集約化の促進等を検討する上で重要な情報となるものであることから、把握を継続する必要がある。また、前回調査における客体候補名簿と農林業経営体調査票を一体型とする仕様について、調査員による誤配布や報告者の誤解を回避するため、分離した仕様とする必要がある。

(2) 農林業経営体調査票の分割の検討

現行の農林業経営体調査票は、個人経営体と団体経営体を同一の調査票により調査すること

としているため、報告者にとっては、調査票の内容が煩雑となり、実際の報告すべき事項数よりも多く感じられることなどにより、本調査に対する負担感がより大きくなる要因にもなるものと考えられる。

このため、調査実施上の支障等を考慮しつつ、農林業経営体調査票について、個人経営体と団体経営体で調査票を分割することについて検討する必要がある。

(3) 経済センサス-活動調査との役割分担の検討

農村地域の高齢化等が急速に進展し、これに対応して地域の農業の担い手が経営継承や規模拡大といった課題に対応するため、農業経営の法人化の取組が推進されているところであり、今後、経済センサス-活動調査の対象となる農林業経営体もさらに増加していくことが予想される。

このような中、本調査が農林業経営体の構造把握に重点を置いた調査となっていることにかんがみ、経済センサス-活動調査との重複も懸念されるため、報告者負担の軽減や調査の効率化等の観点から、経済センサス-活動調査との役割分担について検討する必要がある。

別 紙

調査事項の変更状況及び審議結果について（本文に記載のものを除く。）

調査票名	調査事項	変更内容	審議結果
農林業経営体調査票	経営体の概要	・法人番号欄の追加	・「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等に対応するものであり、公的統計の精度向上や調査の効率的な実施に資する観点から、 適当
		・牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況を把握する調査事項の削除	・農業経営体のうち、家畜の預託を行う牧場数及び共同で採草・放牧利用を行う牧場数は0.1%にも満たない状況にあること、また、利活用ニーズも低下している中、削除するものであり、報告者負担の軽減等を図る観点から、 適当
	内部労働力（個人経営体及び団体経営体）	・農業生産関連事業への従事日数を把握する調査項目の追加	・農業経営の改善を図るため、農業の6次産業化が推進されている中、6次産業化の取組に係る内部労働力（個人経営体の各世帯員及び団体経営体の役員・構成員等）の状況をよりの確に把握するものであり、 適当
	内部労働力（個人経営体）	・主に自営農業を行っている者の農業経営の継承状況を把握する調査項目の追加	・多様な担い手の育成・確保が重要施策として推進されている中、個人経営体における事業継承状況を明らかにするとともに、「新規就農者調査」（農林水産省所管の一般統計調査）の結果と合わせ、新規自営農業就農者をよりの確に把握するものであり、 適当
		・地域の集落営農組織への参加状況を把握する調査事項の追加	・集落営農の組織化が進展している中、個人経営体の集落営農組織への関わり方をよりの確に把握するものであり、 適当
		・自営農業とその他の仕事の日数の多寡を把握する調査項目の削除	・農業従事者のうち「農業就業人口」 ^(注1) を算出するため把握してきたものの、行政施策上は「基幹的農業従事者」 ^(注2) が利用されていることから、類似する概念の重複を避けるため削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、 適当 (注1) 自営農業に従事した15歳以上の世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。 (注2) 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が、「主に仕事」に該当した者をいう。
		・ふだんの状況を把握する調査項目の選択肢のうち「主に家事・育児を行った」、「その他（高齢や病気などで何もしなかった）」の統合	・農家世帯員の就業構造の把握よりも、雇用者を含めた農林業経営全体の労働力把握が中心となる中、当該選択肢を区分して把握する必要性が低下していることを踏まえて統合するものであり、 適当
	内部労働力（団体経営体）	・団体経営体の経営主・役員・構成員について農林業及び農業生産関連事業への年間従事日数が60日以上の方は個々に従事日数等を、60日未満の方は男女別実人数を把握する調査項目に変更	・団体経営体の内部労働力のよりの確な把握及び農業労働力の全体像の把握のため、団体経営体の雇用者以外の経営主・役員・構成員についても、個人経営体の内部労働力と統一的な方法により把握するものであり、 適当

	臨時雇い	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産関連事業に係る臨時雇いの男女別実人数及び従事日数の合計を把握する調査事項を追加 臨時雇いの内数として、1か月以上の契約で雇用された者の実人数を把握する調査項目の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 農業の6次産業化など農業経営の多角化が進んでいる中、農業生産関連事業に係る労働力の実態をよりの確に把握するものであり、適当 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、常用労働者」と同一定義での把握を可能とするものであり、統計間の比較可能性の向上等に資する観点から、適当
	後継者	<ul style="list-style-type: none"> 個人経営体を対象に把握していた後継者の確保状況について、団体経営体に対しても把握するよう変更 	<ul style="list-style-type: none"> 団体経営体においても、高齢化や人材不足等の進展している中、経営継承支援対策の検討に必要な情報として、個人経営体と統一的に把握するものであり、適当
	土地	<ul style="list-style-type: none"> 田・畑・樹園地のうち耕作放棄地の面積を把握する調査項目の削除。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務統計として客観的に把握されている「荒廃農地」の面積が利活用されている中、引き続き把握する必要性が低下しているものであり、適当
		<ul style="list-style-type: none"> 経営している田・畑の利用面積を把握する調査項目の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 別途把握する「販売目的で作付け(栽培)した作物の種類別面積」と類似する中、利活用ニーズを踏まえつつ、削除するものであり、報告者負担の軽減の観点から、適当。
		<ul style="list-style-type: none"> ハウス・ガラス室の加湿温室の実面積を把握する調査項目の追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に基づく二酸化炭素歳出削減対策等の推進に当たり、施設園芸の加温温室からの二酸化炭素排出量の算出のための基礎データを把握するものであり、適当
	所有している農業用機械	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械の所有台数を把握する調査事項の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械が広く普及し、単独所有も減少している中、利活用ニーズも低下していることを踏まえ、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
	農業生産	<ul style="list-style-type: none"> 作物の種類別の作付け延べ面積の調査対象品目の追加・細分化・削除 	<ul style="list-style-type: none"> 支援施策の対象品目の動向をよりの確に把握するとともに、他の統計調査の母集団情報として利用するため、「稲(飼料用)」「なたね」等の追加や「大麦・裸麦」「かんしょ」の細分化、J T等のデータで代替可能な「たばこ」を削除するものであり、適当
	過去1年間の農林産物の販売	<ul style="list-style-type: none"> 販売金額上位3位までの部門を全部門から選択記入する方式から該当の部門コードを記入する方式に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 報告者の記入のしやすさ等を考慮したものであり、適当
	過去1年間の農作業の受託(請負)	<ul style="list-style-type: none"> 委託(請け負わせた)した農作業の内容を把握する調査事項の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 農作業の委託状況については、受託側からのデータによりおおむね傾向が把握可能であることを踏まえ、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
	農業経営の特徴的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年産から導入される収入保険制度への加入促進及び今後の当該制度のあり方等の検討に必要な情報として、当該制度への加入要件となっている青色申告の種類別の申告状況を把握するものであり、適当
		<ul style="list-style-type: none"> 農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 農業以外からの新規参入の実態が変化している中、既存の調査事項による把握は困難となっていることや、経済センサス-活動調査結果からも異業種の法人による農業への参入状況を把握・分析することが可能であることなどから、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当

		<ul style="list-style-type: none"> 環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業の取組状況については、エコファーマーの認定状況や、環境保全型農業直接支払交付金の支払状況から、おおむね把握可能であることを踏まえ、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
	林業経営	<ul style="list-style-type: none"> 林産物の種類別の販売金額割合を把握する調査事項の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 林業の担い手に関する施策や特用林産物の消費拡大による山村振興施策等の企画・立案に必要な情報として、林産物の種類別の販売金額割合を把握することで、林業経営の実態をよりの確に把握するものであり、適当
農山村地域調査票（市区町村用）	森林面積・林野面積	<ul style="list-style-type: none"> 森林面積の内訳として人工林の面積に係る調査項目の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 地方譲与税である森林環境譲与税（仮称）の譲与基準の1つとして私有林人工林の面積が用いられていることを踏まえ、その実態をよりの確に把握するものであり、適当
	旧市区町村別総土地面積・林野面積	<ul style="list-style-type: none"> 旧市区町村別の総土地面積・林野面積を把握する調査項目の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 結果の利活用状況を踏まえ、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
農山村地域調査票（農業集落用）	農業集落の概況	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落内の総戸数を把握する調査項目の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査（総務省の所管する基幹統計調査）の基本単位区別の世帯数と国土地理院地図の建物情報を用いて総戸数を推計することとして削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
		<ul style="list-style-type: none"> 総土地面積・耕地面積を把握する調査項目の削除 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落地図ポリゴン及び筆ポリゴンデータからGISの求積機能により算出可能であることを踏まえ、削除するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
	寄り合いの開催と地域活動の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 寄り合いの開催回数の実数による把握から選択記入方式に変更 	<ul style="list-style-type: none"> 寄り合いについては、定期的に開催されていることが一般的であることを踏まえ、政策ニーズに留意しつつ、実態に即した選択肢により把握するよう変更するものであり、報告者負担の軽減等の観点から、適当
		<ul style="list-style-type: none"> 寄り合いの議題及び地域活動の実施状況に係る選択肢の整理・統合 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の実施に当たっては、寄り合いによる合意形成を伴うことが一般的であることを踏まえ、寄り合いの議題と活動内容に係る共通の選択肢として整理・統合するものであり、調査の簡素化・効率化等の観点から、適当